

第12

損害保険関係

〔編注〕 この章の内容は、基本的には、日本損害保険協会監修「地震保険のすべて」・保険毎日新聞社（1980年）を参照している。

1 地震を原因とする建物の滅失・損壊 に対する損害保険金の支払

Q177

地震保険はどのようなものですか。

A

地震保険とは、地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって居住用建物及び生活用動産について損害が生じた場合に、保険金を支払う保険です（地震保険約款1条。以下単に「約款」といいます）。

主として企業向け火災保険の拡張担保特約としての「地震危険担保特約」が認可され（昭和31年）、昭和39年の新潟地震を契機とした世論に応えて、昭和41年に住宅・店舗総合保険の附帯契約として地震保険が発売されました。

したがって、地震保険は、単独では契約できず、普通火災保険、住

宅総合保険、住宅火災保険、店舗総合保険などの住宅部分を含む火災保険とのセットで販売されています（約款23条）。

これまで、火災保険の契約時に併せて加入する制度となっており、保険期間の途中で加入することは原則としてできませんでしたが、平成7年1月18日から保険期間の途中であっても加入できることとなりました（平成7年1月24日保険毎日新聞）。

Q178

地震保険の内容を教えて下さい。

A

地震保険は、地震災害が単年度内の発生の確立がつかみにくく、発生時期や場所が特定しにくいこと、巨大な集積損害が発生するおそれがあることなどの理由から、次のような制限があります。

(1) 対象

地震保険の対象は、居住用住宅と家財に限られます（約款1条1項(1)号、3条1項）。そして、居住用住宅といっても、住居のみに使用される建物と併用住宅が対象で、工場・事務所専用建物など住居として使用されない建物は対象外です。また、家財の場合、自動車・宝石（1個30万円を超えるもの）・美術品は除外されています（約款3条4項）。

(2) 保険金額

建物及びこれに付帯する車庫・物置・塀などに対して最高1000万円、家財道具に対しては最高500万円まで付保できます（約款4条2

項)。しかし、その契約額は火災保険の付保金額の30%～50%の範囲内に限定されています(地震保険に関する法律2条2項4号)。

建物に3000万円の火災保険をかけると、地震保険の付保範囲は900万円から1500万円となりますが、1000万円が上限となります。

Q179

保険料はどれ位ですか。

A 地域の危険度によって4ランクに分かれますが、近畿地方は第2ランクで、地震保険100万円につき木造建物は3100円、木造家屋の家財は2200円です(建物に1000万円を付保した場合、保険料は1年間3万1000円になります)。

Q180

地震保険による支払保険金を具体的に教えて下さい。

(1) 地震保険による支払保険金は、建物の全損、半損、一部損壊により、次に掲げる保険金が支払われます(約款4条1項)。

- ① 建物の全損 → 地震保険の付保保険金額の全額(時価を限度)
建物の延面積の70%以上が焼失又は建物の主要構造部(柱・屋根・壁・基礎などをいいます)時価の50%以上が被害を受けた場合
- ② 建物の半損 → 付保保険金額の50%(時価の50%が限度)
建物の延面積の20%以上70%未満が焼失又は建物の主要構造部

の損害額が時価の20%以上50%未満の被害を受けた場合

- ③ 一部損壊 → 付保保険金額の5%(時価の5%が限度)
建物の主体構造物部の損害額が時価の3%以上20%未満の場合

Q181

家財道具についても保険金が支払われるのですか。

A 家財道具に対しても地震保険を付している場合、次に掲げる金額が填補されます。

- ① 家財が全損した場合 → 家財に対する地震保険金額の全額
- ② 全損に至らないが、これを収容する建物が全損又は半損の場合
→ 家財の地震保険金額の10%
- ③ 全損に至らないが、これを収容する建物が一部損の場合
→ 家財の地震保険金額の5%

このように、家財に対する地震保険は、建物の損傷割合により保険金が出るかどうか、その割合が異なってくることになります。

約款上は、建物が無傷であれば家財道具が一部壊れていても地震保険金は出ません。

Q182

保険金が支払われる場合の損害の範囲はどうなっていますか。

A (1) 土盛費用と排出費

建物自体にはさしたる被害がなくても、その使用価値に影響を及ぼす損害があった場合、すなわち、地盤の崩壊、陥没、流失、土砂の流入などの復旧費用も含まれます（約款1条3項）。

(2) 推定全損

建物の所在地の山崩れなどにより、現実かつ急迫の危険が生じ、そのため建物としての機能を全面的に喪失した場合には、全損みなされることになっています（約款1条4項）。

(3) 防災・緊急避難措置によって生じた費用

地震火災に対する消防署などによって、その損害を軽減するため取られた手段によって（破壊消防など）、保険の目的が被った損害も填補の対象に含まれます（約款1条1項）。

(4) 10日以内に生じた損害

地震の発生から10日以上経ってから生じた損害は、填補されません（約款2条2項）。

2 地震による火災・延焼による建物焼失と 火災保険金

Q183

地震保険を付加していない場合でも、地震火災費用保険金が支払われると聞きましたが。

A

火災保険加入者は、地震・噴火・津波を原因とする火災により建物が半焼（半壊でないことに注意）以上の被害を被った場合には、300万円を限度にして、火災保険金額の5%の地震火災費用保険金が支払われます（住宅火災保険約款1条7項など。以下「火災約款」といいます）。

Q184

地震による火災・延焼による建物焼失と火災保険金の関係を教えて下さい。

A

Q183の地震火災費用保険金以外の損害については、約款上「地震・噴火又はこれらによる津波」によって生じた損害については、填補しないとの免責規定があります（火災約款2条2項2号など）。

今回の神戸市長田区の火災事故のように、一旦発生した火災が延焼又は拡大して生じた損害は、「地震を原因とする火災」ではないと考える余地があります。しかし、昭和50年の約款改正により、「地震によって発生した前条の事故が延焼又は拡大して生じた損害及び発生原因の如何を問わず前条の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害」（火災約款2条2項本文）も填補責任を負わないとされているので、今回の火災事故が延焼と認定されれば、免責となります。

（注）上記の約款条項のうち、「及び発生原因の如何を問わず火災が地震等によって延焼又は拡大して生じた損害」の部分は、昭和50年4月1日の約款改正で新設されたものです。

これは、新潟地震の際に、昭和石油新潟精油所の原油タンクが発火したことに関する保険金請求事件が契機となりました。この判決では、旧約款の意味が争われ、「地震に因って生じた火災」及び「地震によって生じた火災の延焼」についてのみ免責され、火元が地震によらない火災による延焼は、たとえ地震がなかったならば、その延焼がくい止められたであろうものであっても、免責されないと判断されました。しかし、判決は、火元の火災は間接に地震によるとして保険金請求を棄却しました（東京地裁昭和45年6月22日判決・下民集21巻5・6号864頁。また、旧地震約款の免責規定については、大審院大正15年6月12日判決など。加美和照「地震約款の有効性」商法（保険・海商）判例百選52頁）。

しかし、①地震後避難していた被災者が2日後自宅に戻り、停電のため蠟燭を使用していたところ、蠟燭が倒れて自宅が焼失した場合、②停電後に通電した際、電気製品などがショートして火災になった場合や漏れていたガスに引火して火災になった場合（通電火災）、③半壊建物に対する放火など微妙なケースが多発しているようです。

3 火災保険又は傷害保険に基づく人的損害の填補

Q185

火災保険加入者が死亡又は後遺障害を受けた場合の傷害費用保険金について教えて下さい。

A

火災保険における傷害費用支払対象者について、次に掲げる傷害費用保険金が支払われます（火災約款1条6項、4条7項）。

① 死亡又は所定の後遺障害に該当 → 1名につき保険金額の30%

- ② 重傷を受けたとき → 1名につき保険金額の20%
ただし、1名ごとに1000万円が限度です。
しかし、この場合にも、地震を原因とする保険事故の場合は填補しないとの地震免責条項があります（火災約款2条2項2号等）。

Q186

傷害保険に基づく各種保険金が支払われる場合を教えて下さい。

A

損保会社との間で、火災保険とは別に、傷害保険契約を締結している方も多いと思います。しかし、地震を原因とする傷害に対して填補を受けるためには「天災危険担保特約条項」を付加しておく必要があり、右特約を付加していない場合には、地震に起因して生じた傷害は填補されません。

ただし、約款上「地震に起因する」とされているため、地震で揺れている最中に怪我をしたときは支払われませんが、地震による揺れが落ちついた後何らかの原因で怪我をした場合は（たとえば、地震が収まった後、ガラスを片づけていて怪我をしたなど）、「地震に起因する」とはいえず支払の対象となる場合もあります。

しかし、ケースバイケースで判断され、また、各社ごとに判定基準が異なる可能性があるので、具体的には各保険会社に問い合わせる必要があります。

Q187

自動車総合保険に基づく各種保険金の支払はどうなりますか。

A 自動車総合保険（任意保険）の場合、地震・津波によって生じた損害は、車輌・対人・対物・搭乗者・自損事故のいずれも免責となります。ただし、車輌・搭乗者については地震・噴火・津波による危険を担保する「搭乗者傷害担保特約」や「車輌損害担保特約」を付している場合には、地震とこれに随伴して生じた事故及びこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故に基づく損害が填補されることとなっています。

Q188

その他の損害保険と地震免責条項との関係を説明して下さい。

A 火災保険その他の損害保険において、地震・津波危険に対する保険がカバーされるか否かは、202頁以下の各設問を参照して下さい。

4 今回の震災での損害保険関係で取られた特別措置

Q189

今回の震災で保険料の支払などについて取られた特別措置を教えて下さい。

A 各損保会社では、今回の地震により災害救助法が適用された地域の保険契約者を対象に、火災保険・自動車保険・傷害保

險などの損害保険契約について、契約の継続手続及び保険料の払込猶予という特別措置を実施しています。

すなわち、平成7年1月17日から4月30日までに満期日が到来する契約の継続手続を4月30日を限度に猶予することとし、また、継続契約の保険料については、災害救助法の適用日から4月30日を限度にその払込みを猶予することとしています。

また、被災した自動車に付保されている自動車保険を解約する場合の取扱いとして、被災日に遡って解約し、日割りによって計算した保険料を返還することとし、また、新たに自動車保険を締結する場合（保険期間が平成7年1月18日から平成8年1月18日までに該当するもの）の割引等級の取扱いも引き継ぐこととされました。

また、積立保険の契約者に対する契約貸付の貸付利率を引き下げる事となっています。適用期間は、貸付実行日から1年間です。

Q190

自賠責保険についてはどうですか。

A 自賠責保険に関しても、ほぼ同様の特別措置が取られています。

5 損害保険会社に対する請求手続

Q191

今回の地震による被災に対する簡易支払手続を教えて下さい。

A

簡易支払手続には以下のようないわがあります。

(1) 本人の確認手段

被保険者が印鑑の焼失などにより捺印ができない場合は、サイン又は押印で代える。ただし、この場合には、免許証、健康保険証、パスポート、民生委員・自治会長の証明などにより本人であるかを確認します。

印鑑証明書の添付は不要です。

(2) 建物所有を証する書類 → 省略

登記簿謄本、固定資産課税台帳など

(3) 被害物件の確認のための写真 → ポラロイドで可

Q192

損害の確定方法はどうするのですか。

A

(1) 各損保会社に連絡して、鑑定人又は保険会社の担当社員が現場に赴き、損害の程度につき調査を行います。今回の場合、どの程度調査を簡略にして対応するかは各損保会社に問い合わせて下さい。

(2) ところで、地震保険の損害査定は、共同査定（全損保会社が「共同査定調査団」を設置し査定処理をする体制）と準共同査定（「損害処理本部」を設置し、各損保会社の行う査定処理の調整及び推進を図る体制）がありますが、今回の震災では各社が査定処理を行う準共同査定が行われています。

Q193

具体的に建物及び家財道具の損害を認定する基準をわかりやすく説明して下さい。

A

(1) 建物及び家財道具の損害の認定基準は、次頁以下に添付した「建物の損害の認定基準」及び「生活用動産損害の認定基準」の表を参照して下さい。

(2) また、これらの基準表による全損・半損の認定手順やそれぞれの認定基準についても、次頁以下の「認定基準表」を参照して下さい。

これらの損害査定基準は、損害査定の重要事項及び損害処理体制の基本的事項を収めた「地震保険損害査定要綱」に定められています。この居住用建物の全損・半損については、国の災害の被害認定統一基準（昭和43年6月14日総審第115号）の全壊・半壊と整合性を有するように、建物の主要構造部及び延べ面積の観点から定義されています。

建物の損害の認定基準

居住用建物	着目部位基準	損害程度(損率%)	認定基準	支払保険金保険額基本	支払限度額
① 主要構造部(柱・壁・梁・屋根・階段)を調査する。					
木造建物	主要構造部	50 %以上	全損認定	100 %	1,000 万円
	主要構造部	20 %以上 50 %未満	半損認定	50 %	
	主要構造部	3 %以上 20 %未満	一部損認定	5 %	
非木造建物	沈下、傾斜度で判断	50 %以上	全損認定	100 %	1,000 万円
	外壁と柱の損傷割合を加算 同上	20 %以上 50 %未満	半損認定	50 %	
	同上	3 %以上 20 %未満	一部損認定	5 %	
木造建物	地盤の損壊	建物外壁線から2 m の範囲内における土盛り擁壁工事の費用		上記損害に加算し全体損率を修正する	
② 焼失・流失の建物にのみ適用する。					
木造 非木造	延床面積に対する損害面積の割合	70 %以上	全損認定	100 %	1,000 万円
		20 %以上 70 %未満	半損認定	50 %	
③ 地震を原因とする地滑り、山崩れ、土石流、崖崩れの場合。					
木造 非木造	地滑り 土石流など	客観的に居住不能・居住見込なしの場合	全損認定	100 %	1,000 万円
④ 地震を原因とした洪水、融雪洪水等により建物が浸水した場合。省略					

生活用動産損害の認定基準

生活用動産	着目部位基準	損害程度(損率%)	認定基準	支払保険金保険額基本	支払限度額
① 衣類・身の回品、寝具、什器に大別して価額産出 イ 衣類・身回品 60 %, ロ 寝具 7 %, ハ 家具什器 33 %の標準価額構成					
衣類・見回品 寝具 家具什器	大別して 調査	80 %以上	全損認定	100 %	500 万円
② 生活用動産が全損に至らず、収容建物が全損又は半損となった時					
生活用動産	建物が全・半損の時			10 %	
③ 生活用動産が全損に至らず、収容建物が一部損となった時					
生活用動産	建物が一部損の時			5 %	500 万円